破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１号
宮城県登米市中田町上沼字大泉門畑71番地
債務者　遠見　一広
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
　　仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第１６１号
函館市深堀町32番６―102号
債務者　今野　麻琴
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
　　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２３号
岩手県一関市室根町折壁字愛宕下247番地１
債務者　熊谷裕美子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
　　盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第２４号
岩手県一関市上日照10番26号　ロイヤルシティ上坊Ａ201
債務者　齋藤由美子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
　　盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第１５２号
山形県天童市北目１丁目５番25号、前住所山形県天童市駅西３丁目５番27号　コーポメイプル107号
債務者　稲村　勇輔
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１号
山形県尾花沢市大字尾花沢3300番地38　市営荒楯住宅３号室
債務者　永溝　松美
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０号
新潟県小千谷市城内２丁目15番８号　宮之下団地Ａ棟23号
債務者　大渕　　望
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
新潟県柏崎市西本町１丁目９番６号、前住所新潟県柏崎市希望が丘11番８―302号　県営半田住宅６号棟
債務者　鴨下　隆之
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
新潟県南魚沼市大崎1545番地１
債務者　上村　　歩
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
新潟県魚沼市和長島662番地２　和美荘
債務者　杉山くにえ
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第６７３号
札幌市厚別区上野幌３条１丁目１番５―401号
債務者　朝野　房江（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７３９号
札幌市北区篠路３条２丁目１番31号　グリーンフィールドⅡ102号
債務者　池添　正年
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４０号
札幌市北区篠路３条２丁目１番31号　グリーンフィールドⅡ102号
債務者　池添　佳子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６０号
北海道石狩郡当別町末広1654番地27　コーポ村上Ⅱ103号
債務者　真原美恵香（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６５号
札幌市西区西野５条５丁目７番５号　石本吉光
債務者　石本　仁美
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０１号
北海道恵庭市西島松308番地　島松駐とん地
債務者　沼澤　宗佑
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
北海道紋別市港町６丁目４番10号
債務者　石川　雅也
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
　　旭川地方裁判所紋別支部